

公立保育園における乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の実施について

1	はじめに	1
(1)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは	1
(2)	一時預かり事業と乳児等通園支援事業の関係	2
(3)	乳児等通園支援事業の実施方法	3
2	乳児等通園支援事業における基本的な考え方	4
(1)	実施方法	4
(2)	利用対象者	4
(3)	利用人数及び配置職員	5
3	利用時間	6
4	乳児等通園支援事業におけるサービス提供量の見込み	6
5	事業費と費用負担	7
6	利用手続	8
7	実施期間	12
8	給食の提供について	12
9	脇田新町保育園における乳児等通園支援事業	13
10	名細保育園つどいの広場における乳児等通園支援事業	15

令和7年1月

こども未来部 保育課

1 はじめに

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

国は、令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、国は「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する・・・ため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する」としています。

令和6年6月に成立した児童福祉法の一部改正により、こども誰でも通園制度は「乳児等通園支援事業」とされ、この事業は令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として位置付けられます。さらに、令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく給付事業として全国の自治体で実施することになります。

こども誰でも通園制度は、令和5年度から一部の自治体で試行的に事業を実施していますが、現在試行的に実施している事業は、一時預かり事業と同様の基準に基づき、次の点に留意することとされています。

- ① 利用対象者は、0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とする。
- ② 利用時間は、こども一人当たり月10時間を上限とする。
- ③ 人員配置は、一時預かり事業の配置基準と同様とする。

【一般型の場合】

- ・乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を1／2以上
- ・保育士以外の保育従事者は、子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同等の研修を修了した者
- ・保育従事者の数は2人を下回ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を1人とする事ができる。
- ・1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

【余裕活用型の場合】

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める保育所の基準等を遵守。
- ・クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

- ④ 慣れるまでの間の親子通園も可能
- ⑤ 人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設けること

(2) 一時預かり事業と乳児等通園支援事業の関係

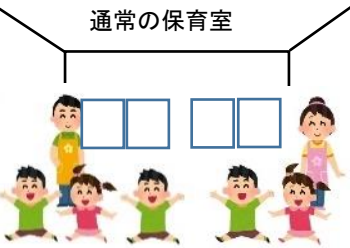
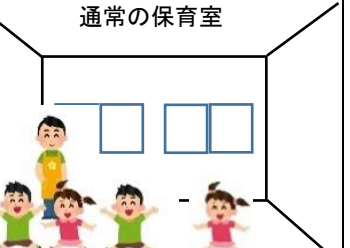
乳児等通園支援事業は、市町村の補助事業として現在実施されている一時預かり事業と人員配置基準などで共通する点もあるものの、位置付けや事業目的、利用時間などで異なる点もあります。

	一時預かり事業	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
位置付け	市町村が実施主体となる補助事業 ※ 地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の給付事業
実施自治体	1,269 自治体で実施	全ての自治体で給付事業として令和 8 年度から実施
事業目的や内容	① 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ② 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 上記①又は②について、主として昼間において保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するため、0 歳 6 か月～2 歳の未就園児を対象にし、月 10 時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々な方法あり	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※ 平均的には 1 時間 300 円～400 円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※ 一時預かり事業と同水準を想定
契約・予約方法	事業所との直接契約	事業所との直接契約を想定 ※ 予約システムの活用を想定
実施方法	一般型、余裕活用型	一般型、余裕活用型 ※ 人員配置は一時預かり事業の配置基準と同様

(3) 乳児等通園支援事業の実施方法

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施方法は、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業が示されており、そのイメージ図、内容、特徴、留意点は次の表のとおりです。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における実施方法

	一般型乳児等通園支援事業		余裕活用型乳児等通園支援事業
	（在園児と合同）	（専用室独立実施型）	余裕活用型
イメージ図	通常の保育室  在園児 誰通児	専用の保育室  誰通児	通常の保育室  在園児 誰通児
内容	ア 保育所等の定員とは関わりなく定員設定を自由に行う方法	ア 保育所等の定員とは関わりなく定員設定を自由に行う方法	ア 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受け入れる方法
	イ 専用スペースは設けず、在園児と合同	イ 在園児とは別の専用スペースを設ける	イ 専用スペースは設けず、在園児と合同
特徴	ウ こどもが在園児と関わる機会が多い	ウ こども誰でも通園制度を利用することも合わせた環境の確保が可能	ウ こどもが在園児と関わる機会が多い
	エ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員が合同で対応	エ 専任の職員の下で対応	エ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べ容易
留意点	オ こどもが在園児と関わる機会が多く、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要	オ こどもが在園児と関わる機会が少ない	オ こどもが在園児と関わる機会が多く、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要
	カ こども誰でも通園制度のこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることを考慮して対応する必要がある	カ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流がなくなる懸念がある（振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要）	カ こども誰でも通園制度のこどもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることを考慮して対応する必要がある
	キ 在園児とこども誰でも通園制度を利用する児童に関し、1人当たりの所要面積を確保する必要がある		キ 時期によって受入枠が減っていくことが想定され、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

2 乳児等通園支援事業における基本的な考え方

令和 8 年度から乳児等通園支援事業が全国の自治体で実施されることを踏まえ、本市も令和 7 年度から次の考え方に基づき、公立保育園において乳児等通園支援事業を実施することとします。

(1) 実施方法

国からは 3 類型が示されているものの、公立保育園の入所状況、施設の空き状況、保育士の確保などの点を考慮し、乳児等通園支援事業においては次の 2 か所を一般型（専用室独自実施型）の実施保育園として選定します。

区 分	地 区	保育園名
一般型（専用室 独立実施型）	本庁地区	脇田新町保育園（2 階のフリー保育室（ <u>月、水、金曜日</u> ）を活用）
	名細地区	名細保育園（つどいの広場の休業日（ <u>水、金曜日</u> ）を活用）

※ 一般型（専用室独立実施型）

保育所の在園児とは別の専用スペースで専任の職員の下で保育を実施する方法。

(2) 利用対象者

- ① 「こどもの安全」を確保することを前提に、こども誰でも通園制度を利用するこども（以下「利用対象児童」といいます。）を 1 歳又は 2 歳のこどもとします。
- ② 脇田新町保育園は、給食を提供することを想定し、利用対象児童を 2 歳以上 3 歳未満のこどもとします。
- ③ 名細保育園では、利用対象児童を 1 歳以上 2 歳未満のこどもとします。

(3) 利用人数及び配置職員

- ① 国の省令で定める保育士の配置基準では、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、1 歳及び 2 歳の幼児がおおむね 6 人につき 1 人以上となっています。
- ② 本市の公立保育園では、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、1 歳の幼児はおおむね 4 人につき 1 人以上、2 歳の幼児がおおむね 6 人につき 1 人以上としており、1 歳の幼児における保育士の配置基準は国を上回っています。
- ③ 脇田新町保育園は、保育室の面積から 2 歳のこどもを 2 人の保育士が午前、午後それぞれで最大 6 人まで預かることとします（これにより、2 歳の幼児 3 人につき保育士 1 人が配置されることになります）。
- ④ 名細保育園では、1 歳のこどもを 2 人の保育士が午前、午後それぞれで最大 6 人まで預かることとします（これにより、1 歳の幼児おおむね 3 人につき保育士 1 人が配置されることになります）。

なお、施設別、年齢別の保育時間当たりの受入人数は次のとおりとなります。

区分	0歳の こども	1歳の こども	2歳の こども	備 考
脇田新町保育園	受け入れ なし	受け入れなし	午前・午後とも 6人まで (月・水・金)	午前・午後で児童 が全て入れ替わっ た場合、各施設の 1日当たりの受入 人数は最大で12 名
名細保育園		午前・午後とも 6人まで (水・金)	受け入れなし	

3 利用時間

1 月当たりの最大利用時間は、国の「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」における補助基準の上限である 10 時間までとします。

体調不良等により児童が早退する場合を除き、原則として 3 時間未満を単位とする利用時間は設定しないこととします。

具体的には、利用者は、次に例示する 4 つのパターンから選択することとなります。脇田新町保育園では、4 つのいずれのパターンを利用することができますが、名細保育園では、9:00～12:00 と 13:00～16:00 のみの利用となります。

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
9:00～12:00の利用		3 時間								
13:00～16:00の利用						3 時間				
9:00～16:00の利用		7 時間								
9:00～13:00の利用		4 時間								

4 乳児等通園支援事業におけるサービス提供量の見込み

利用人数や利用時間に基づき、各保育園での最大のサービス提供量の見込みは、次のとおりであり、年間のサービス提供量は 9,504 人・年を見込んでいます。

園名	1 日当たりのサービス提供量		1 週間当たりのサービス提供量	1 月当たりのサービス提供量 (1 月 4 週換算)	年間のサービス提供量
脇田新町 保育園	午前	24 人・時 (6 人×4 時間)	126 人・週 (42 人・日 ×3 日)	504 人・月 (126 人・週 ×4 週)	6,048 人・年 (504 人・月 ×12 月)
	午後	18 人・時 (6 人×3 時間)			
	計	42 人・日			
名細 保育園	午前	18 人・時 (6 人×3 時間)	72 人・週 (36 人・日 ×2 日)	288 人・月 (72 人・週 ×4 週)	3,456 人・年 (288 人・月 ×12 月)
	午後	18 人・時 (6 人×3 時間)			
	計	36 人・日			
合 計		78 人・日	198 人・週	792 人・月	9,504 人・年

5 事業費と費用負担

国の「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」によると、事業に要する経費は市からの委託料と保護者の負担により賄うこととしています。

市からの委託料は、こども一人 1 時間当たり 900 円～1,300 円とし、保護者の負担はこども一人 1 時間当たり 300 円程度を標準とし、各事業所において設定できるとされています。

- | | | |
|---|--------------------|--------------|
| ① | 0 歳 6 か月～1 歳未満のこども | 1,300 円／人・時間 |
| ② | 1 歳～2 歳未満のこども | 1,100 円／人・時間 |
| ③ | 2 歳～3 歳未満のこども | 900 円／人・時間 |

このため、本市の乳児等通園支援事業におけるこども一人 1 時間当たりの事業費を次のとおりとします。

園 名	事業費（A+B）	市負担（A）	保護者負担（B）
脇田新町保育園（2 歳）	1,200 円	900 円	300 円
名細保育園（1 歳）	1,400 円	1,100 円	300 円

なお、本市の負担分(A)のうち 4 分の 3 相当額は国庫補助の対象となる予定です。

6 利用手続

6 利用手続につきましては、システムを使用しなかった場合の「案」になります。

システムを利用した場合、システムに合わせて申請項目や手続きフローなど多くの内容が変わりますので参考にとどめていただきますようお願いします。

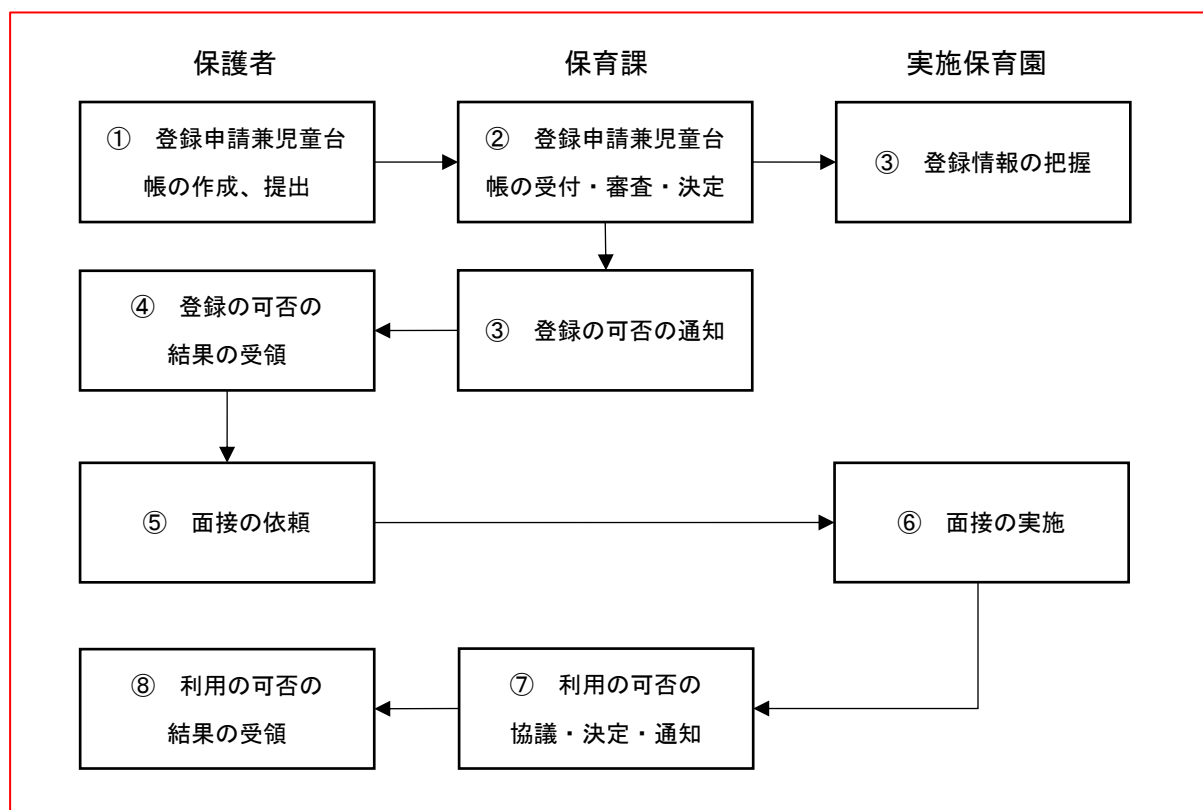
(1) 登録手続

保護者は、乳児等通園支援事業登録申請兼児童台帳と健康票を文書又は電子申請により提出します。保育課は、登録の審査、決定を行い、保護者に登録の可否を通知します。

登録された保護者は、実施保育園の面接を受けます。面接後、保育課と実施保育園で利用の可否を決定し、保護者に利用の可否を通知します。

登録申請から利用の可否の決定まではおおむね1か月の期間を見込むものとします。

利用が困難なケースとしては、保育に当たって特別な配慮が求められることが見込まれます。



川越市乳児等通園支援事業利用申込書兼児童台帳

令和 年 月 日

(宛先)川越市長

代表 保護者 氏名	フリガナ	TEL	父
		Mail	母
申込 児童名	フリガナ	性別	生年月日
			令和 年 月 日
			利用時の年齢
			歳 ヶ月
住所	川越市		
前年度 1/1 時点 住所	父 ☐ 川越市内 ☐ 川越市外 (市)	当年度 1/1 時点 住所	父 ☐ 川越市内 ☐ 川越市外 (市)
	母 ☐ 川越市内 ☐ 川越市外 (市)		母 ☐ 川越市内 ☐ 川越市外 (市)
児童 の 家 庭 状 況 (申 込 児 童 除 く)	氏名	児童との続柄	(上段) 生年月日 / (下段) 職業等
	フリガナ		年 月 日
	フリガナ		年 月 日
	フリガナ		年 月 日

通園を 希望する	施設名				
	期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
	曜日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金			
	時間	時 分 から 時 分 まで			
児童の 送迎	送迎者氏名	続柄	方法	自宅から施設までの時間	
	①				
	②				
緊急 連絡先	氏名(父母以外)	続柄	電話番号	居住市町村	
世帯 状況	☐ 生活保護世帯 ☐ 市民税非課税世帯 ☐ いずれにも該当しない				

以下の各事項をよく読み、チェックを入れてください。

- ☐ この申込書(表裏)について、希望する保育施設に情報提供されることに同意します。
- ☐ 市町村民税に関する情報(同一世帯員及び同居者のものを含む)を閲覧することに同意します。
- ☐ 利用できる年齢は生後6ヶ月～3歳の誕生日の前々日までであることを確認しました。
- ☐ 利用児童は、認可保育施設(保育所、認定こども園、地域型保育事業)又は企業主導型保育事業所を利用していません。
- ☐ 同じ月の中で複数の施設をまたがって利用することができないことに同意します。
- ☐ 利用可能上限時間が10時間であることを確認しました。
- ☐ 川越市や施設からのアンケート調査等に協力します。
- ☐ 保護者が責任をもってこどもの送り迎えを行います。

(裏面あり)

健康表

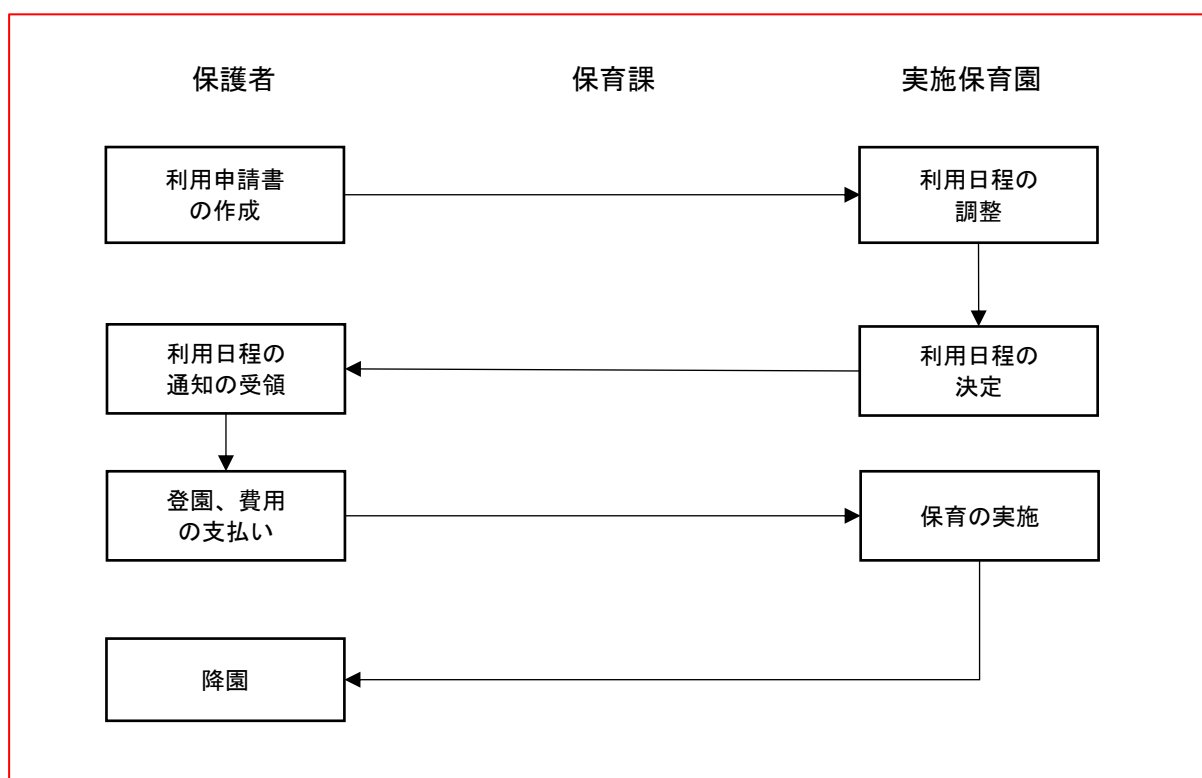
[illegible]

(2) 利用申請、保育園の利用

保護者は、初回利用日の1か月前から利用予定日の5日前までに実施保育園に電話で利用申込みを行い、実施保育園は利用予定日の5日前までに利用の可否を決定し、保護者に連絡します。

利用申込みは、脇田新町保育園又は名細保育園に電話で申し込みます。

保育園の初回利用時は、1時間程度は保育士が保護者からこどもの様子を聞き取りつつ慣らし保育を行います。その後2時間程度親子で慣らし保育を行います。2回目以降は、通常の預かり保育となりますが、保護者の希望により慣らし保育を延長することもできます。なお、同一月内に乳児等通園支援事業を利用できる保育園は1園に限ることとします。



	4/1	5/1	5/25	6/1	6/10	6/15	6/25	6/30
保育課への利用登録	登録審査							
利用申込み (利用登録後から利用日の5日前まで)		→			★	★	★	
利用日				1		2		3

※ 初回の6/1には、保育士による1時間の聞き取りと慣らし保育を、その後2時間の慣らし保育を実施。

※ 2回目以降はこどものみの預かり保育を実施(保護者の希望に応じ慣らし保育の延長も可能)。

(3) 費用の支払い

保育料、おやつ、昼食代は、乳児等通園支援事業利用前に保護者から現金で預かります。

7 実施期間

令和 7 年 4 月から 5 月までは利用者の登録、実施園への利用者情報の提供等の受入準備を行い、事業の実施は令和 7 年 6 月～令和 8 年 1 月までの 8 か月間とします。令和 8 年度の準備期間では、利用者アンケートを実施するほか、翌年度の実施に向けた利用者登録を行います。

	R7.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R8.1	2	3	4
事業者、市民周知		～R7.5												
保育園の受入準備														
条例、事業者認可		● 条例制定 事業者認可												
事業の実施					R7.6～R8.1（8 か月）									
翌年度準備														

8 給食の提供について

こどもの利用時間に応じて、給食又は午前・午後におやつを提供します。

ただし、アレルギーがあるこどもの場合は、お弁当・おやつを持参してもらうこととします（一時預かり事業と同様の取扱いです）。

※「川越市立保育園における食物アレルギー対応の手引き」抜粋

一時預かりの児童が食物アレルギーを有する場合、該当日の献立にアレルゲンを含まない場合も含めて対応は行わない（アレルギー対応をするには生活管理指導表と事前の打ち合わせが必要になるため）。

- ・お弁当、おやつ、飲み物全てを持参していただく。
- ・持参品は原則、給食室には持ち込まず、持参した容器にて喫食。
- ・給食室の冷蔵庫に保管、給食室で食器に移し替える等の対応を行う場合は「検食 50g」の持参を依頼する。
- ・原則、家庭での容器で喫食するため、保護者が園の献立に似せたいと希望する場合を除き、内容は家庭にお任せする。

9 脇田新町保育園における乳児等通園支援事業

① 実施期間、預かり時間、食事、費用負担

毎週月曜日、水曜日、金曜日の週3日、預かり時間は9時から16時まで（7時間）とします。実施日が年末年始、祝日の場合は実施しません。

下記の4つの時間帯から保護者が選択し、ア、イ及びエの預かり時間の場合は、給食を提供します。

	日	月	火	水	木	金	土	備考
開催曜日	—	○	—	○	—	○	—	週3日開催

	9	10	11	12	13	14	15	16	17
職員の勤務時間	8:30～17:00								
ア 保育時間(午前)	9:00～12:00								
イ 保育時間(午前)	9:00～13:00								
ウ 保育時間(午後)					13:00～16:00				
エ 保育時間(一日)	9:00～16:00								

●: 午前おやつ ★: 昼食 ▲: 午後おやつ

アの保護者負担	300円×3h+200円(午前おやつ、昼食)	=1,100円
イの保護者負担	300円×4h+200円(午前おやつ、昼食)	=1,400円
ウの保護者負担	300円×3h+100円(午後おやつ)	=1,000円
エの保護者負担	300円×7h+300円(午前おやつ、昼食、午後おやつ)	=2,400円

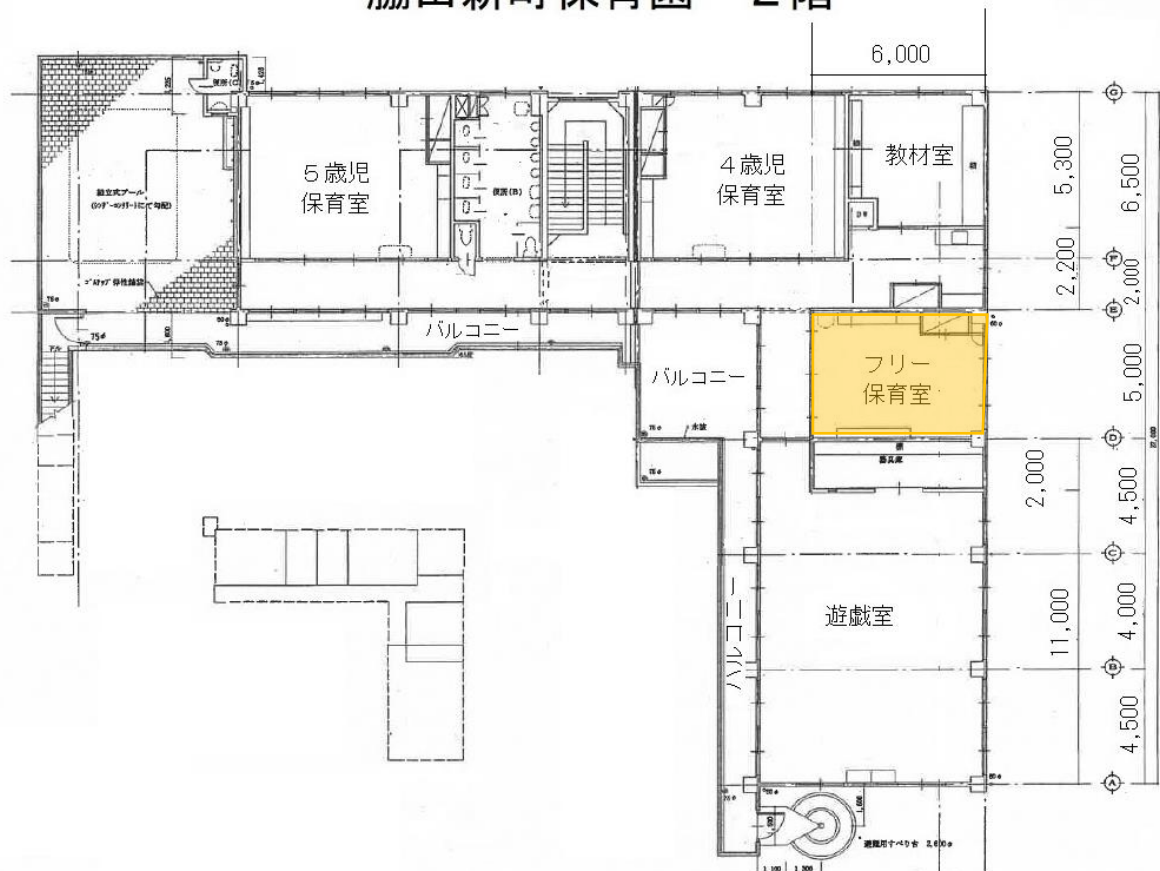
② 利用対象児童

在園児と同様の給食の提供も視野に入れ、利用対象児童は満2歳のこども（令和5年4月2日生まれ～令和6年4月1日生まれ）を午前・午後それぞれの時間で6名までが利用できるものとします。

③ 実施場所

脇田新町保育園2階のフリー保育室（下図の網掛け箇所。6m×5m）を活用します。

脇田新町保育園 2階



フリー保育室正面



フリー保育室 内部

10 名細保育園つどいの広場における乳児等通園支援事業

① 実施期間、預かり時間、食事、費用負担

毎週水曜日、金曜日の週2日、預かり時間は9時から16時まで（7時間）とします。実施日が年末年始、祝日の場合は実施しません。

下記の2つの時間帯から保護者が選択します。

	日	月	火	水	木	金	土	備考
開催曜日	—	—	—	○	—	○	—	週2日開催

	9	10	11	12	13	14	15	16	17
職員の勤務時間	8:30～17:00								
保育時間(午前)	9:00～12:00								
保育時間(午後)					13:00～16:00				

アの保護者負担 300円×3h＝900円

イの保護者負担 300円×3h＝900円

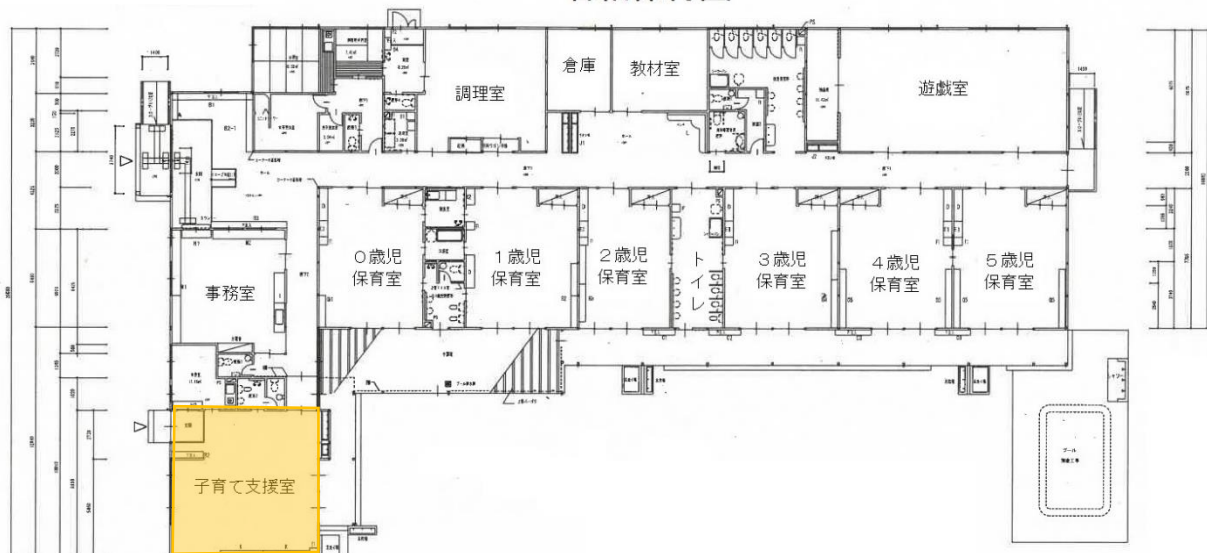
② 利用対象児童

利用対象児童は1歳から2歳未満のこどもを午前・午後それぞれの時間で6名までが利用できるものとします。

③ 実施場所

名細保育園のつどいの広場（下図の網掛け箇所）を活用します。

名細保育園





つどいの広場中央から
北西方向(玄関、トイレ)の様子



つどいの広場中央から北方向(更衣室、
トイレ、名細保育園との連絡通路)の様子



つどいの広場中央から
南西方向(事務スペース)の様子



つどいの広場中央から
南東方向(園庭方向)の様子